



# 北本あんぜん情報 第128号

圖くらし安全課交通・防犯担当 (☎ 594-5522)

防犯情報等を配信中  
北本メールをご利用ください



## 自分たちのまちは自分たちで守る！

### 地域の防犯ボランティアの活動等により 市内刑法犯認知件数 15年間で約**73%**減少

市内の刑法犯認知件数は、平成20年が1,177件であったのに対し、令和4年には322件とおおよそ73%減少しています。

また、自治会における自主防犯団体の設立数は、平成20年が63団体であったのに対し、現在では84団体と組織数が大幅に増加。地域の皆さんによる防犯パトロール等の取組みが、犯罪抑止に大きく貢献していることがわかります。

### 防犯パトロールの担い手はどんな人？

小学生の見守りや夜間パトロールなどの防犯パトロールは、主に地域防犯推進委員や自主防犯団体などの無償ボランティアの皆さんが担っています。

団体への加入、新規団体の設立など、詳細はくらし安全課までお問い合わせください。

自主防犯団体・地域防犯推進委員の活動については、こちらをご覧ください▶



★防犯活動に尽力した市民の皆さんが、警察庁長官等から表彰されました！詳細は24ページへ

### 自主防犯団体活動紹介「本宿5丁目虹っ子応援団」



私たち「本宿5丁目虹っ子応援団」は、結成3年目を迎えました。会員は自主的に集まったボランティアで、中丸東小学校の児童の見守りを続けています。

小学生が元気にあいさつをしてくれたり、地域の人たちから声をかけてもらえるときにやりがいを感じます。これからも児童が安全に下校できるよう見守り活動を続けていきます！



谷津 英治さん

### 自転車盗難にご注意を

埼玉県内では、自転車盗難被害が多発しております。市内でも、北本駅付近の駐輪場、集合住宅の駐輪場、民家の敷地内等で多くの被害が発生しています。



- ①短時間の駐輪でも鍵掛けを徹底する
- ②ワイヤー錠等でツーロックする
- ③固定物と一緒にロックする

などの防犯対策をとり、不審者を見掛けの際は、直ちに110番通報をお願いします。



### 年末は特に注意！還付金詐欺

県内では、還付金詐欺の被害が多発しており、年末にかけて被害の増加が懸念されます。

還付金詐欺の被害に遭わないために、

- ①在宅中でも留守番電話設定にする
- ②ナンバーディスプレイ表示を確認する
- ③防犯機能付電話を設置する
- ④ATMで通話しない

等の防犯対策をとりましょう。携帯電話で通話しながらATMを操作している方を見かけたら110番通報をお願いします。



## 各種相談案内

※状況により中止になる場合があります。  
※相談日が祝日のときはお休みです。

相談日 12月8日～令和6年1月7日

| 相談名                   | 日時  | 場所                        | 問合せ   |
|-----------------------|---|---------------------------|---|
| 税務相談 (予約制)            | 12月12日(火) 10:00~12:00、<br>13:00~15:00             | 市役所 相談室 1-C               | 税務課市民税担当 (☎ 594-5518)<br>※前日までに申込み                          |
| 福祉総合相談                | 毎週月～金曜日 9:00～17:00                                | 共生福祉課地域共生担当 (☎ 594-5517)  |   |
| 行政相談 (国や県等への要望や苦情の相談) | 12月27日(水) 10:00～12:00                             | 市役所 市民課相談室                | 市民課市民相談担当 (☎ 594-5529)                                      |
| 市民相談                  | 毎週月～金曜日 9:00～16:00                                |                           | 市民課市民相談担当 (☎ 594-5529) ※3日前までに申込み                           |
| 不動産相談 (予約制)           | 12月8日(金) 13:30～16:20                              |                           |   |
| 法律相談 (予約制)            | 弁護士 毎週水曜日 13:30～16:20<br>司法書士 第1・3金曜日 13:30～16:20 |                           |   |
| 消費生活相談・多重債務相談         | 毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00                   | 消費生活センター (☎ 511-8800)     |   |
| 女性相談 (予約制)            | 12月11日(月)・20日(水) 10:00～16:00 (1人50分)              | 市役所相談室                    | 人権推進課 (☎ 594-5506)  |
| 子どもの権利相談              | 毎週月～金曜日 10:30～18:00 (17:15以降の面談は要予約)              | 文化センター                    | 人権推進課 (☎ 590-5011、0120-0874-56 ※子ども専用)                      |
|                       | 12月23日(土) 13:30～15:20                             |                           |   |
| 教育相談                  | 毎週月～金曜日 8:30～16:30                                | 教育センター (☎ 591-2176)       |   |
| ことばの相談 (未就学児対象)       | 毎週月～金曜日 9:00～16:00                                | 児童発達支援センター (☎ 592-8876)   |   |
| 子どもの相談 (育児、しつけ等)      |   | 子育て支援課児童相談担当 (☎ 511-7702) |   |
| 心配ごと相談 (予約制)          | 12月20日(水) 9:30～11:30                              | 総合福祉センター                  | 社会福祉協議会 (☎ 593-2961)<br>※前日までに申込み                           |
| 結婚相談 (予約制)            | 12月16日(土) 13:30～15:30                             |                           |   |
| 内職相談 (予約不要)           | 毎週火・金曜日 13:00～16:00                               | 勤労福祉センター                  | 内職相談室 (☎ 591-8551)  |
| 職業相談・雇用相談 (予約制)       | 毎週水・木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00                   | 勤労福祉センター内<br>北本市無料職業紹介所   | 産業観光課商工労政・観光担当 (☎ 594-5530)<br>住宅増改築相談の当日の問合せは (☎ 591-1111) |
| 住宅増改築 (新築)・リフォーム相談    | 12月9日(土) 9:00～12:00                               | 市役所相談室                    |   |

## 暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ 168

### ■訪問買い取りトラブルに注意してください

「リサイクルショップをしているので不用品があれば買い取る」との電話があり、「お皿一枚でもいい」と言われたので、来訪を承諾した。電話を切ってから一人で対応するのが不安になり、事業者と連絡しているが電話が繋がらない」との相談がAさんから寄せられました。

Aさんは連絡先を聞いていたので、時間を変えて何度も電話をかけ続けて来訪を断ることができましたが、連絡先もわからないという相談もありました。電話では「何でも買い取ります。不用品はありませんか」などと言っていたにもかかわらず、実際は貴金属の買い取り目的のことが多く、貴金属を買い取るまで居座られたり、部屋の中を物色されたりすることもあります。高齢者や一人暮らしの人が狙われやすく、身の危険を感じたら警察に相談してください。

突然訪問してくる購入業者もいますが、購入業者の飛び込み勧誘は禁止されています。このような禁止行為をする購入業者は家に入れないようにしましょう。買い取りとは別の話で近づいてくる可能性もあるので注意が必要です。

購入業者は買い取り時に、物品の種類、購入価格、購入業

者の連絡先等を記載した契約書面を交付することが義務づけられています。正確に記載されているかよく確認してください。訪問購入はクーリングオフが適用されます。書面交付から8日以内は購入業者に物品の引渡しを拒むことができるので、引渡し前に冷静に考えて判断してください。自動車(二輪を除く)、家具、家電(洗濯機、冷蔵庫など)、本・CD・DVD・ゲームソフト類、有価証券は適用対象から除外されています。お困りの時は北本市消費生活センターに相談してください。

### 相談窓口

- 北本市消費生活センター (北本市役所市民課内 ☎ 511-8800)  
毎週月～金曜日 (祝日・年末年始を除く)  
10:00～12:00、13:00～16:00  
※土・日曜日、祝日は局番なしの ☎ 188へ (年末年始を除く)
- 埼玉県消費生活支援センター (☎ 048-261-0999)  
毎週月～土曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～16:00
- 全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎ 03-5614-0189)  
毎週土・日曜日 10:00～12:00、13:00～16:00